

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

佐用町は、兵庫県の南西部に位置し、千種川水系の千種川と同水系の佐用川沿いの盆地に町が形成されており、町域内の8割は山林が占めている。

瀬戸内海式気候に属しているが、内陸性気候の特性も有しており比較的降雨の少ない地域で、降水量は7月から9月に年間の4割が集中し、冬場の気温は低いものの降雪も少ない地域である。

本町は、平成17年10月1日に、佐用町・上月町・南光町・三日月町が合併し、改めて佐用町が発足。本町の合併と合わせて佐用町商工会・上月町商工会・南光町商工会・三日月町商工会が合併し、平成20年4月1日に佐用町商工会が発足した。以後、合併前の佐用町を佐用地域、上月町を上月地域、南光町を南光地域、三日月町を三日月地域と示す。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

兵庫県が公表する洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨(578mm/24h))によると、当会が立地する佐用地域佐用地区において、最大3mの浸水が予測されているほか、市街地の商業地区の大部分で最大3mの浸水が予想されている。また、上月地域久崎地区において最大10mの浸水被害が予想されている。別表参照

(土砂災害：ハザードマップ)

兵庫県は、当町内の土砂災害警戒区域として、急傾斜地549ヶ所、土石流396ヶ所、地すべり9ヶ所を指定している。また、土砂災害特別警戒区域として、急傾斜地460ヶ所、土石流120ヶ所を指定している。山と河川の距離が近い谷状の地形が多く、山裾に立地する事業所の大半が、土砂災害の危険がある。

当町のハザードマップによると、佐用地域佐用地区・上月地域上月地区・南光地域徳久地区・三日月地域三日月地区において土砂災害が生じる恐れがあるエリアであり、小売・サービス業が多く集積している。別表参照

(地震：J-SHS)

兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海トラフ地震、山崎断層地震の地震規模と発生確率は、以下のとおりである。

<想定される地震の規模と発生確率>

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震	M8~M9クラス	30%程度	70%~80% 程度	90%程度もしくは それ以上
山崎断層帯地震				
主部(南東部)	M7.3程度		ほぼ0%~ 0.01%	ほぼ0%~ 0.02%
主部(北西部)	M7.7程度		0.09%~1%	0.2%~2%

(その他)

町内の佐用川・千種川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成21

年の台風第9号において大雨・洪水・土砂災害等、広い範囲に多大な被害をもたらした。この台風により、当町では、佐用川が決壊し洪水氾濫や崖崩れ橋脚の流出などに加え、死者18名・行方不明者2名、住家被害1,790棟、事業所被害401件にのぼり、激甚災害に指定された。当商工会館と上月支所も被災し、1階部分は壊滅的被害を受けた。この災害を受け、重要書類やデータサーバー・ネットワーク機器を2階に移設した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、感染力が強く有効な治療薬やワクチンがない場合、急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

平成28年経済センサス

- ・商工業者数 794 事業所
- ・小規模事業者数 688 事業所

業種分類	会員事業者数 (小規模事業者数)	備考(事業所の立地状況等)
製造業	48 (74)	佐用地域 山間部や丘陵に多く立地し、大雨による土砂崩れ被害が想定される。 上月地域 山間部や久崎地区工業団地に多く立地し、大雨による土砂崩れ被害が想定される。 南光地域 山間部や千種川沿いに立地し、大雨による土砂崩れや川の氾濫による浸水被害が想定される。 三日月地域 山間部に多く立地し、大雨による土砂崩れや川の氾濫による浸水被害が想定される。
建設業	101 (155)	町内に広く分布している。 資材置き場・作業場を佐用川・千種川沿いに設けている事業所が多く、大雨による土砂崩れや川の氾濫による浸水被害が想定される。
卸・小売業 サービス業	267 (410)	佐用地域 JR佐用駅周辺の商店街に多く立地し、佐用川と山に挟まれており、大雨による土砂崩れや川の氾濫による浸水被害が想定される。 上月地域 佐用川・千種川合流地点の久崎地区に多く立地し、大雨による川の氾濫による浸水被害が想定される。 南光地域 JR徳久駅周辺に多く立地し、大雨による土砂崩れ被害が想定される。 三日月地域 JR三日月駅周辺多く立地し、大雨による土砂崩れ被害が想定される。
その他	30 (49)	町内に広く分布している。

※会員数：定款会員・特別会員を除く

※業種別小規模事業者は、令和2年10月1日現在の会員数で案分

### (3) これまでの取り組み

#### 1) 佐用町の取り組み

##### ・防災計画の策定

町では、台風第9号災害後に、第3者委員会を設置し、町の対応を中心に検証した。最終的に同委員会から、防災力強化のための90項目の提言を受けた。提言の各課題に対し取組を推進してきた。またこれらの災害対応に重要な取組は、佐用町防災会議を開催し、地域防災計画に反映させてきた。今後、さらに災害対策を充実・強化し、災害における被害を最小限に抑え、二度と同じような大きな被害を生じることのない安全で安心な町を作るため、訓練の事後評価等に基づき防災対策マニュアル及び町地域防災計画の修正を行い、実践的な地域防災計画の改訂を行っていく。

##### ・防災訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、防災訓練を実施し、事後評価を行うとともに、課題を明らかにし、その災害対応の改善に努めている。また、自主防災組織や地域づくり協議会等が行う防災訓練を支援したり、研修会を開催したりして、防災意識の向上や的確な避難行動における啓発を行っている。訓練や研修では、様々な災害パターンや複合災害を想定して、具体的な目的を設定した上で、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫している。

##### ・防災備品の備蓄

災害時の食料及び物資の調達については、住民による3日間以上の自主備蓄を基本に、住民による備蓄を補完するものとし、町・県等の備蓄拠点（広域防災拠点・広域輸送拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の非常物資等を確保することを基本方針としている。この基本方針を基に、町は、食料、生活必需品等の備蓄を行い、標準備蓄量が確保できているか定期的に確認している。今後も、住民等における物資の備蓄やローリングストック等について啓発していく。

##### ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。特措法の施行を受け、政府は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に政府行動計画を作成した。兵庫県においても、平成25年10月に兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。これらを踏まえ、町においても、新型インフルエンザ等発生時の危機管理に対応すべく、既に策定していた「佐用町新型インフルエンザ対策行動計画」を改正し、特措法第8条の規定に基づく計画として「佐用町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。平成28年3月に佐用町新型インフルエンザ等対策本部設置要綱を改正した。

#### 2) 佐用町商工会の取り組み

##### ・災害発生後1週間以内に各事業所へ聞き取り調査（被害状況確認）を行い、佐用町・西播磨県民局・兵庫県商工会連合会へ被害状況報告を行っている。

また、発生後一定期間ごとに再度聞き取り調査を実施し、復興復旧度合いの確認・各種施策の説明・融資相談を行っている。

収集したデータを分析し、有効な支援の検討と施策提言に活用している。

##### ・事業者BCPに関する国の施策の周知

①施行内容や事業継続力強化計画認定制度について会員事業所へ広報物の配布を行う。

- ②会議やセミナーなど事業者が集まる機会に広報物を配布する。
- ・事業者BCPの策定セミナーの開催
- ・兵庫県共済協同組合と連携した損害保険（休業対応応援共済）への加入促進

## II 課題

- ・当会地域における災害リスクに対する現状把握ができていない
- ・緊急時に体制やマニュアルが整備されていない
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不足している
- ・保険、共済に対する助言を行える職員が不足している
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒薬等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性、テレワーク等の在宅勤務導入、時差出勤や勤務時間の短縮等、周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクの認識を深めてもらうとともに、重要性・事前対策の必要性を周知する
- ・巡回や窓口指導により共済・保険制度の加入確認や制度説明を行う（保険会社等との連携）
- ・当会と佐用町との被害状況の情報共有体制を確立する
- ・当会の組織内体制および関係機関との連携体制の構築を図る
- ・小規模事業者の事業継続力強化のための支援を行うとともに、職員の支援能力を高める

事業内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
BCP策定セミナーの開催 (重要性周知)	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
BCP策定支援	2 社	2 社	3 社	3 社	4 社
事業継続力強化計画策定支援	4 社	4 社	5 社	5 社	6 社
当会職員対象勉強会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
休業対応応援共済の増強	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件

## IV その他

- ・上記内容が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

当会では、多発する自然災害や事故・感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回時に災害リスクの周知や影響を軽減するための取組・対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）を説明する。
- ・商工会ホームページやフェイスブックによる情報発信(随時)や、BCP策定・普及啓発セミナー開催等により周知を図る。
- ・普及啓発チラシを作成（1,000部）し、会員事業所はじめ町内の公共施設等に配布する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対するBCP策定・普及啓発セミナーを年1回実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、事業所内換気設備の設置、テーブル・座席のパーテーションや密着しないように適度なスペースの確保、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・令和3年8月に策定を予定。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・兵庫県共済協同組合と連携を図り、会員事業所の要請に応じて、各種自然災害リスクや感染症リスクに対応した補償や共済加入について説明する。
- ・BCP策定・普及啓発セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等の取り組み状況の確認（年1回）を行う。
- ・佐用町との定期開催している会議等（年2回）を活用して、状況確認や改善点等を協議する。

#### 5) 当該計画にかかる訓練の実施

- ・佐用町が行う定期防災訓練（年1回）の際に、佐用町との被害状況の情報共有体制を確認する。

## ＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ SNSなどを活用して、発災後1時間以内に職員の安否報告を行って当会の体制を整えながら、佐用町と情報共有して被害状況を確認し、すみやかに応急対策の方針を決定する。
- ・ 感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐用町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と佐用町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 事業者の被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>

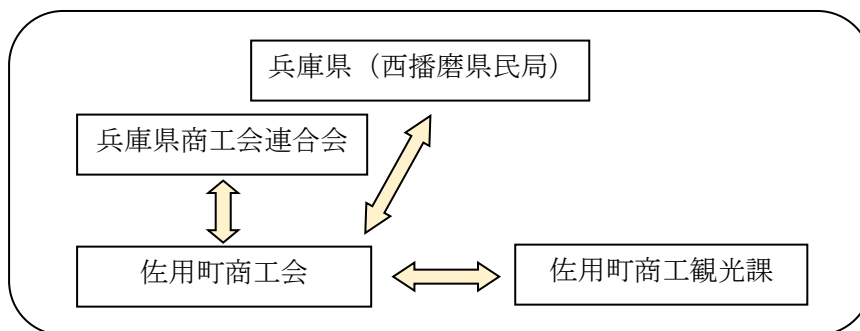
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	2日に1回共有する
2か月以降	1週間に1回共有する

- ・ 当町で取りまとめた「佐用町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時には佐用町に対し、町内の商工業者等の被害情報の迅速な報告を行うことができる仕組みを構築する。
- また、当会における役職員への指示連絡体制をあらかじめ確認しておく。
- 具体的には、事務局長もしくは経営支援1課長の指示のもと、全職員を被災地区に振り分け、平成21年の台風第9号災害時に使用したヒアリングシート（被害内容・被害金額・復旧見込み・要望等）を活用し巡回にて小規模事業者の被害状況を把握する。可能であればデータ化・集計する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・緊急時の組織体制を速やかに構築するとともに、安全性が確認された場所に相談窓口を開設する。
- ・相談窓口や被害状況調査等を通じて地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認しながら、適切な情報発信・提供を行う。
- ・国や都道府県、市町村等の復興支援施策について、地区内小規模事業者へ周知する。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・県商工会連合会等に相談する。他に事務局同士で交流のある西播磨地区商工会連絡協議会（たつの市・宍粟市・太子町・上郡町）においてお互いに応援できるような体制を構築する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

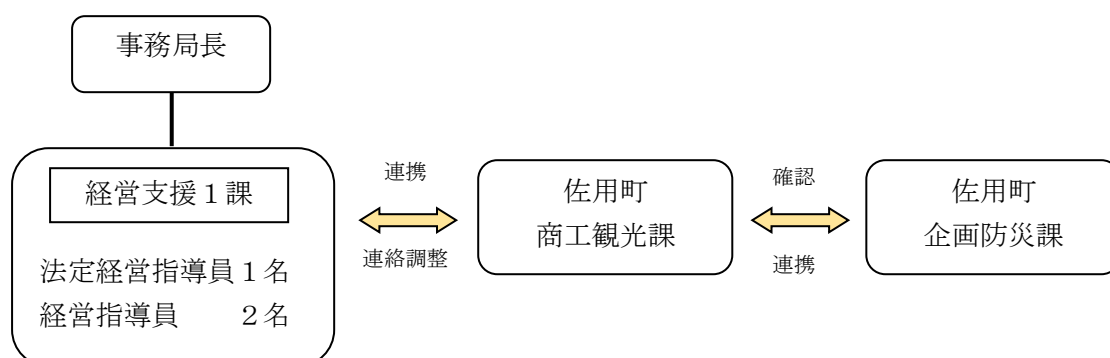
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 古田英利 (連絡先は 後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・事業継続力強化支援計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・佐用町との連携窓口
- ・事業継続力強化支援計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

佐用町商工会 経営支援1課

〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用3043番地1

TEL 0790-82-2218 FAX 0790-82-3386

E-mail sasyou@hm.h555.net

②関係市町

佐用町 商工観光課

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

TEL 0790-82-0670 FAX 0790-82-0492

E-mail syokokanko@town.sayo.lg.jp



佐用町 企画防災課

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

TEL 0790-82-0664 FAX 0790-82-0492

E-mail bosai@town.sayo.lg.jp

佐用町 健康福祉課

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

TEL 0790-82-0661 FAX 0790-82-0144

E-mail hokencenter@town.sayo.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	200	200	200	200	200
チラシ作成	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
①県補助金 ②町補助金 ③当会自主財源 ④会費収入 ⑤事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
兵庫県共済協同組合 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター4階 理事長 上枝晶夫
連携して実施する事業の内容
①各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明。 ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
①各種保険・共済制度の情報提供、加入説明 ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
<pre>graph LR; A[兵庫県共済協同組合] -- "各種保険・共済制度の情報照会" --&gt; B[佐用町商工会]; B -- "相談" --&gt; C[事業者]; C -- "情報提供と計画策定支援" --&gt; B; B -- "各種保険・共済制度の情報提供" --&gt; A; A -- "事業者への保険説明・共済加入手続き" --&gt; C;</pre>